

「地域づくり・仕事おこしの協同」に法人格を

——労働者協同組合の法制化の運動への呼びかけ——

菅野 正純（協同総合研究所・専務理事）

はじめに

企業の「リストラ合理化」や生産拠点の海外移転＝経済の「空洞化」の中で、雇用・失業問題が深刻化しています。不安定労働の増大と、働く者内部の差別の拡大とともに、若者たちの就職難という問題が日本でも始まりつつあります。

他方で、子どもから高齢期にいたるまで、すべての女性と男性が社会の主人公となって、人と人との結びつきを取り戻し、生命を輝かすことのできる仕組みづくりや、ごみ・資源リサイクルシステムの確立、安全な農産物の国内生産、安全なまちづくりなど、起こすべき仕事は山積しています。

特徴的なことは、仕事を求める人たちが、こうした要求にこたえて、「地域づくり・仕事おこし」をさまざまな分野からたくましく開始しすでに相当の経験を蓄積し交流していること。その中で新しい「協同」の事業・運動体としての相互の共通性と普遍性を自覚しつつあることです。

働く者が主人公となって、出資し、利潤第一ではなく、人と地域に役立つ働きがある仕事を企画し実行する「労働者協同組合」「ワーカーズ・コレクティブ」「生産者協同組合」の方向です。

こうした労働者協同組合の運動は、世界的にも大きな発展を見せ、とくにヨーロッパでは、失業者、青年の就労機会を創出し、地域の持続可能な発展を支え、社会的サービスをも担う、「社会的経済」の中核として公的に位置づけられています。

これとは対照的に、日本においては「地域づくり・仕事おこし」の協同にふさわしい法人格がなく、これらの事業・運動体は、きわめて公共性の高い取り組みを行いながら、社会的に一人前扱いされずに、課税の時だけは営利企業と同じ扱いを

受けるという状況におかれています。

この点で私たちは、労働者協同組合の法制化を実現し、「地域づくり・仕事おこし」を社会が支える仕組みを確立することを強く願うものです。

労働者協同組合の法制化は、より広くは、日本の経済と政治の民主主義的発展とも大きな関わりを持つものと私たちは信じています。環境や資源に配慮し、働く者の福祉と発達、就労機会に責任を負うことが、企業の要件となるべき時代が訪れており、営利企業だけでなく協同の事業・運動体を包含した「多元的経済社会」への移行が求められています。巨大土木事業中心の中央集権的な公共財政のあり方を、住民の参加と自治によって、人とシステムを重視する方向に転換する上でも、協同の事業・運動体は、かけがえのない貢献を果たすことができるでしょう。

こうした立場から、本年、協同総合研究所は、日本労働者協同組合連合会および全国市民事業連絡会と協力して、労働者協同組合の法制化に向けた取り組みを本格的に推進したいと考えています。

協同の「地域づくり・仕事おこし」に取り組んでいるみなさんが、ともにこの問題を討議し、運動を進めていただくことを訴えると同時に、新しい法人格を日本社会に創造するために、研究者・専門家のみなさんの格段のご協力をお願いします。

（本稿は、「労働者協同組合の法制化運動への呼びかけ」の草案です。作成に当たっては、石見尚、樋口篤三の両氏と相談しましたが、まだ組織的な決定の前ですので、菅野個人の名前で、発表させていただきます。会員の皆さんからのご意見をいただければ幸いです）

1. 日本における仕事おこしの協同と

法人格への要請

「地域づくり・仕事おこし」という視点から改めて日本社会を見直してみますと、この新しい協同の運動が、福祉、環境、まちづくり、食と農、教育、文化など多様な領域から、着実に地域に根をはって発展しつつあるということが出来ます。

労働者協同組合連合会の運動

失業者の仕事確保のたたかいから始まった「事業団」は、不安定労働の中に置かれている多数の労働者や、働きがいある仕事を求める若者たちをも結集しながら、労働者協同組合として本格的に歩み始め、全国で8000人の仲間が働いています。

事業団・労働者協同組合は、出発のときから「よい仕事」を自らの生命として追求してきましたが、そのことの重要な意義が具体的な仕事のなかに花開こうとしています。たとえば病院の清掃労働を真剣にとらえかえすなかから、院内感染防止や医療廃棄物処理とむすんだ「環境保全」事業への総合的な展開が始まる一方、農業生産やパン、抗アレルギー食品、給食など、食関連の生産も取り組まれています。靴や環境保全型機器など、生産の部門の展望もひらかれてきています。

働く者自身が出資し、人と地域に役立つ事業計画を作り上げ、実行する「全組合員経営」という新しい経営のあり方に挑戦し、得た剰余の一部は「労働配当」に配分するとともに、「自立積立金」と呼ぶ協同組合の自己資本を形成して、仕事を求める人々のための就労機会を創出してきました。

こうした草の根からの「協同」の実践が評価されて、1992年には、日本にまだ法制がない中であっても、ICA＝国際協同組合同盟から日本労働者協同組合連合会の加入が認められました。これは、ひとり日本労協連にとってだけでなく、仕事おこしの協同に取り組むすべての日本の運動にとって、共通の足がかりとなるものと言えます。

ワーカーズ・コレクティブの運動

生活クラブ生協で、消費生活の側面から「生き方を変える」活動を体験した女性たちのなかから、

労働の部面での協同を追求する「ワーカーズ・コレクティブ」の運動が誕生しました。神奈川、東京、千葉を中心に各地に運動と事業が広がり、「全国市民事業連絡会」をつくって交流し、はげましあいながら、いっそうの展開を図っています。

ワーカーズ・コレクティブは、一度家庭に入った女性たちが、再び就業機会を得ることを直接のきっかけにしていますが、女性たちの願いは、経済的に自立するとともに、生活者としての経験を活かして、地域に役立つ、働きがいある仕事をこなうことです。

実際に、北海道から九州まで、242組織・6800人の女性たちが働き、たとえば神奈川では福祉の分野で、2000人が年間13万時間の福祉労働を担っています。その中には、町の中に特別養護老人ホームを建設し、「居酒屋」を併設して家族や地域の人々と高齢者が交流できるようにするなど、生活者の感覚をふまえた、生き生きとした協同が姿をあらわしています。

ワーカーズ・コレクティブは、女性の仕事おこしを手がかりに、女性差別の克服と生命が輝く地域づくりの課題を、統一してすすめるものと言えましょう。そして、このワーカーズ・コレクティブの発展に刺激を受けながら、女性の仕事おこしが、他の生協や協同組合、地域のいたるところで始まり、高齢者と並んで最大の仕事おこしのパワーを形づくりつつあります。

農業・農村での取り組み

「地域づくり・仕事おこし」では、農業・農村の領域で先行して大きな実績が積み重ねられています。

その特徴は、従来の農協の枠組みを大きく超えて、農畜産物の生産・加工・流通全体の協同化を図るとともに、農山村の自然という資源を利用した協同のリゾート開発によって、地域全体の活性化を住民自らがすすめていくことです。

愛媛県で有機農業のミカン栽培に取り組む「無茶々園」は、自らの思いを、「生命力ある農産物をつくる」「気持ちよく生活できる田舎＝地域をつくる」「生きることの大切さを知った人々と手を結ぶ」と表現しています。ちなみに無茶々園は

日本労働者協同組合連合会に加入する方向で、これが成功するとすれば、従来の「農民・労働者」という区分を超えた、新しい生産者の協同が姿を現わしていくこととなります。

「教育協同組合」という思想と実践

「不登校」など子供・若者の命のシグナルを受け止めた人々が、民主的な「塾」や学校を、子どもたちや親たちと協同しておこす、「教育協同組合」の思想と実践も、各地で広がっています。

とりわけ、愛知では、私学の高校の先生方が、不登校・中途退学の子供たちに学ぶ機会を保障するとともに、子どもたちが主人公となる「人間教育の高校」づくりを呼びかけ 100万人の市民の共感を得て、10数億の資金を集めて「黄柳野(つげの)高校」の開校に至りました。

黄柳野高校は、多様で自発的な学びの場を実現するとともに、労働の体験と地域の人々との交わりを重視し、その理念を実現する学校組織のあり方として、「協同」を意識的に選択しています。

すなわち、外部のスポンサーや「経営専門家」に頼らず、「教育労働者協同組合」が中核となって、父母、生徒集団がこれと協同して、学校運営を三者が主人公となって進めようというものです。

しかも黄柳野は、100万人の市民の期待に応えて、協同の塾や学校を全国に展開していくセンターとして自らを位置づけようとしています。

高齢者・障害者の協同

他方、高齢者の福祉と労働を統合した、「高齢者協同組合」という方向が構想されています。

この協同組合は、働ける間は協同で仕事をおこしながら、健康づくりを進めて元気な高齢者をふやすとともに、障害をもって「自分で食事をし自分で排泄する」ことを基礎とした「寝たきりにならない・させない」介護のあり方をつくりだそうとするものです。

また、知的障害者の自立、健常者との共生共働事業所をつくるグループが集まり、大阪・名古屋を中心に全国的なネットワークを(共同連)を事業協同組合として形成しつつあります。ここでも労働面での法的支援が必要となっています。

労働者協同組合法制化の必要性

現在、営利を目的とせず、実質的に労働者協同組合的に協同の仕事おこしを行なう団体が、労働者協同組合法制がないために、人格なき社団(みなし法人)、ないしは「中小企業等協同組合法」による「企業組合」、ないしは株式会社等の営利法人の形態をとることを余儀なくされています。

(1)みなし法人の場合は、税金だけは営利企業並みに課されるにもかかわらず、社会的に一人前扱いされず、官公庁との契約ができないほか、不動産、電話加入権、車輛等の取得が個人名義となり、団体としての民主主義的存在がきわめて不安定となります。

(2)企業組合は、協同組合の一種とされますが、「営利的性格の強いもの」とされ、積極的な意味での公共的な位置づけは与えられていません。そのため、行政府からの監督・干渉を強く受けるにもかかわらず、税務上の特典はまったくありません。またきわめて小規模な事業体を想定したもので、事業を発展させ、就労機会を拡大することは考えられていません。

(3)労働者協同組合法が存在しないために、非営利・協同の仕事おこしが、結局のところ、営利法人的扱いを受けていることとなります。そのため、非営利・協同の仕事おこしには、次のような障害が立ちふさがることとなります。

①非営利・協同の仕事おこし=就労機会の創出が、基本的人権ならびに公共的課題として確立されていない。

②生協、農協に与えられている税制上の優遇措置(法人税の軽減、組合施設への固定資産税の免除)が享受できず、営利企業並みの課税がなされている。

③このことが、就労機会の創出という公共的な使命を果たしているにもかかわらず、非営利・協同の仕事おこしのための資本形成を困難にしている。資本調達がただでさえ営利企業と比べて困難な協同労働組織に営利企業並みの税を課すことは、実質的な不平等を強制するものである。

④本来「雇う・雇われる関係」がないところに、

雇用関係が擬制的に適用されるために非営利・協同の事業体としての正常な発展が阻害される。構成員間の協同のルールと思想が歪められるほか、理事が社会保険に同等に加入できないなどの事態が生ずる。

⑤公共事業の発注や制度融資の適用など、必要な公的労保保障一すなわち、権利としての高齢者・障害者就労や、特定不況地域、倒産・合理化などの場合の緊急救済措置、女性の働く権利の実効性ある促進など一のための施策を実施する制度・政策の展開が阻まれる、ことなどです。

(4)したがって、労働者協同組合法制化の必要性を次のようにまとめることができます。

①非営利・協同の仕事おこしを基本的人権＝公共の課題として認め、それを実現する組織にしかるべき法人格を付与すること。

②非営利・協同の仕事おこしを進める団体にふさわしい税制的な優遇措置を行ない、「仕事おこしのための資本形成」を促進すること。

③労働者が労働者のままで平等に出資し、管理し、働く協同の労働関係を法制的に確立すること。これまで労働者が獲得してきた権利を構成員全員に付与するとともに、協同の「所有・管理・労働」の権利の統一的な行使という、権利の新たな発展を図ること。

④必要な公的労保保障措置の受け皿を創造し、労働に関わる公共責任を明確にし制度的に確立すること。

2. 世界の労働者協同組合の展開と

法制・政策の動向

「労働者協同組合の再生」

労働者協同組合は、世界的には本来、協同組合運動の最も重要な伝統の一つをなすものであり、イタリア、フランス、スペインなどで存続してきました。1970年代にはこれらの経験がふりかえられ、労働者協同組合の再生が世界的に進みました。

労働者協同組合のとくに強力な伝統を有するのはイタリアで、①建設、工業、先端第3次産業の「生産・労働協同組合」、②給食・レストラン、

人やコミュニティ、企業に対するサービスを行なう「サービス協同組合」、③土地や生産手段を共有する「農業労働者協同組合」などが存在し、最大の協同組合全国組織レーガに属する生産・労働協同組合だけでも約1350組合、労働者7万5000人、総事業高8000億円。サービス協同組合は2500組合、組合員9万、総事業高3300億円に達します。

また労働者協同組合再生のシンボルとなったスペイン・バスク地方の「モンドラゴン」では、銀行（労働人民金庫）や工業技術研究所、技術学校を配する協同組合群の中核として、労働者協同組合が発展し、家電や産業用ロボット、工作機械などを生産。工業分野でも労働者協同組合が可能であることを事実で示しました。

「新しい協同組合」の波

さらに、現代社会のなかでさまざまに広がる社会的ニーズに応じて、広い意味での労働者協同組合が、その後も確実に成長を続けています。ICA東京大会の基調報告「変化する世界における協同組合の価値」（ベーク報告）は、次のような「新しい協同組合」を紹介し、これからの協同組合運動の先駆者として位置づけました。

①雇用や、より良い労働条件をつくりだす協同組合／②女性や若者、障害者などによる、また彼らのための協同組合／③健康食品の開発、非再生資源を使わない製品づくり、有機栽培、地域の自立などのための協同組合／④建築家、データ処理技術者、コンサルタントなどの知的サービス協同組合／⑤映画、演劇、オーケストラなどの文化協同組合。

公的位置づけと協同組合法制の変化

こうした進展に対して、深刻な失業・雇用問題や「福祉国家」の破綻に直面した各国政府は、労働者協同組合への評価と位置づけを高めています。

スペイン共和国憲法では、労働者の企業経営への参加や生産手段へのアクセスが奨励され、その回路として協同組合が位置づけられています。ハンガリーの最新の協同組合法においても、さまざまな「仕事おこし」を促進するために、法が多様

な協同組合を包括するとともに、協同組合法の設立を大胆に簡易化（5人以上の設立組合員の届け出で認可）するものとなっており、これは世界的な流れになろうとしています。

就労機会の創出という点を中心に、労働者協同組合には次のような施策が講じられています。

①税制上の優遇：コストに占める人件費が高い協同組合、言い換えれば雇用吸収力が高い協同組合はとくに法人税が軽減される（イタリア）

②非分割積立金への非課税：剰余を非分割の集団資本の形成のために配分する場合は、課税対象から控除する。この積立金は、協同組合の存続中はもちろん、解散時にも組合員に分配しない集団資本で、連带的に就労機会を創出する基金です。

③「協同組合相互扶助基金」：イタリアでは、さらに進んで、すべての協同組合が剰余の3%を拠出し、協同組合の振興に貢献します。この拠出分も非課税となり、協同組合所有の社会的・連帯的性格はいっそう明らかにされました。

④ハンガリー法では、組合員の福祉のための配分も非課税となっています。

⑤「マルコーラ法」：イタリアでは法の起案者で亡くなった労働大臣の名をとって、「マルコーラ法」が施行されて成果をあげています。これは経営危機に陥った企業を労働者協同組合として再建する場合、政府が「金融公社」を通じて資本を供給するものです。単なる失業給付の投げ渡しでなく、労働者が経営能力を身につけ、事業を軌道に乗せることによって、資本が回収され、これが次の企業再建のために循環されるというものです。

⑥労働政策、地域開発政策の重要な一環：また青年・南部における協同組合の仕事おこしへの法的・政策的支援（イタリア）、「協同組合工業団地」（スペイン）などが行なわれ、地域開発計画や労働政策の策定においても、労働者協同組合が自治体・政府のパートナーになりつつあります。

⑦「社会的協同組合」への展開：最後に、障害者やアルコール・薬物依存者など、心身および社会的障害をもつ人々が、リハビリテーションを兼

ねた仕事に参加するために、健常者と障害者の双方が組合員となる「社会的協同組合」というカテゴリーがイタリアで法制化され、公的支援を受けていることが注目されます。

ICAの「宣言」「原則」討議

協同組合法制を考えるときに、きわめて重要な前提となるのが、ICA＝国際協同組合同盟による協同組合の定義や原則で、それらは各国法の前提と位置づけられます。

現在、ICAは、本年1995年9月にイギリスのマンチェスターで開かれる創立100周年記念大会に向けて、「協同の夢の実現へ—21世紀の協同組合のための宣言」、および「協同組合のアイデンティティに関する声明」の討議を行なっています。この「声明」は、協同組合を定義し、主要な価値を定めて、21世紀の協同組合組織を導く新しい協同組合原則を提示するものです。

これによれば、協同組合は「共同所有され民主主義的に制御される企業を通じて、共通の経済的、社会的または文化的ニーズを満たすために、自発的に団結する組合員の自律的な連合体」（定義）であり、自助、相互責任、平等、公正、公平および連帯という価値にもとづいて、正直（公正な取引）、公開、社会的責任、ならびに他者への配慮という価値を実践することが銘記されています。

そして、次の原則（案）が提起されています。

①自発的かつ開かれた組合員組織／②民主主義的統治と参加／③組合員に依拠する経済／④良質の生産物、サービスの供給／⑤政府（および資本）からの自律／⑥相互コミュニケーションとしての教育／⑦多国籍企業の制御をも展望した協同組合間協同／⑧コミュニティへの責任です。

（第二次・最終案は本誌34頁に掲載）

ICAにおける議論は、労働者協同組合を包含したものであり、協同組合法制の理念と構成を大きく転換するものと言えます。このことは、日本の協同組合法制の重大な欠陥を照し出すもので、これらの理念と原則に準拠して、労働者協同組合法制が制定されることが求められます。

3. 私たちが求める法制の主要内容

私たちは、現実の必要にもとづき、世界的な経験を踏まえて、次のような内容の労働者協同組合法の制定を求めます。

第1には、次のような要件を備えた団体を労働者協同組合として公的に認知することです。

すなわち、ICA宣言・原則に準拠することを大前提に、働く者の協同出資、管理、仕事おこしの団体で、より具体的には、①所有・管理・労働の同一人格性、②平等な構成員による参加民主主義、③分配における労働の優位性、④非分割積立金(集団資本)の形成によって就労機会を創出し、社会的責任を自主的に果たす事業・運動組織です。

第2には、こうした労働者協同組合の公共的性格に照して、政府・自治体が税制的・政策的にこれを支援する措置を規定することです。①法人税率の軽減、②労働に応じた分配に対する法人税非課税、③非分割積立金に対する非課税、④特別の支援措置が必要な場合の公的施策などです。

特別措置としては、①高齢者・障害者の就労のための公共事業の発注。②倒産・「合理化」・生産拠点の海外移転等に対して当該労働者が労働者協同組合によって企業再建や就労機会を確保しようとする場合に、政府と自治体が資金的・専門技術的援助を行なうこと(当該企業の責任と負担を明確にしつつ)、③女性の起業に対する資金的・技術的援助、④福祉・環境など営利になじまない公共サービスについて、その実施主体として労働者協同組合を位置づけること、などです。

第3に、必要に迫られた人々が仕事をおこすための協同組合という実態から、①あらゆる業務において、②少人数でも、③迅速に、設立可能にすることです。

このためには、これまでの日本の協同組合法制に強かった、①強い官治主義、②可能な業務の法による厳格な規定、③縦割り官庁による設立認可主義と、④組織のあり方や業務へのこと細かい指導・監督などは、なじまないと思われま

したがって、①組織のあり方や業務内容については可能なかぎり、自主的に柔軟に定められるようにし、②一定の要件を備えた団体が届け出れば設立できるものとして、設立を思い切って自由化し、③監査についても連合会による自主監査を主体として、官庁に報告すること、④行政の指導・監督についてはガイドライン的なものにとどめ、連合会などとの間で労働者協同組合の政策的活用を協議すること、⑤労働者協同組合を所轄する、省庁を超えた総合的な体制の設置が望まれます。

労働者協同組合法制化がひろくもの

労働者協同組合の法制化と施策の展開は、日本における経済的・社会的・政治的・財政的民主主義の新たな発展をもたらすものと考えられます。

それはまず第1に、働く権利を実現すると同時に、「働きがいある仕事をおこす権利」という権利の新たな発展を導き出すことです。

第2に、営利主義のために放置され、歪められているニーズを、よりよく充足することです。

第3に、職場における民主主義を高め、働く者の発達を促し、働く者の就業に責任を持つことを企業の要件とし、労働者協同組合の先行的実践によってこれを社会的合意に高めていくことです。

第4に、まちづくりや地域福祉、地域環境保全、さらには地域開発や地域経済の、公共的な計画づくりと計画実行の主体として労働者協同組合が加わり、公共財政の民主主義的改革や住民参加による地方自治の実質的な発展を促進することです。

第5に、それらを通じて働く者が企業経営と経済、地域と政治および公共財政の主体として、参加し発達することです。このことが「企業中心社会」「官僚主義的中央集権制」から「多元的経済社会」への転換をもたらす一つの原動力になるものと思われま

非営利・協同の地域づくり・仕事おこしに携わるみなさんと、日本における民主主義の新たな発展を願うすべてのみなさんが、労働者協同組合の法制化をともに考え、運動していただくことを心からお願いします。